

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

22廃対第1-6号
平成22年11月4日

長野県知事

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

(産業廃棄物処分業の変更許可及び産業廃棄物処理施設の変更許可)

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの(○を付す)
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	○
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書(写)	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)		
条例第33、37、39、42、46、48条	①氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	松本市高宮東3番35号 株式会社みすず建設 代表取締役 山崎公郁	
	②廃棄物の処理施設の設置の場所	安曇野市豊科田沢7881番地101、7881番地102	
	③廃棄物の処理施設の種類の	中間処理施設(移動式破砕施設(固定式兼用))	
	④処理を行う廃棄物の種類	廃プラスチック類、木くず、繊維くず 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く	
	⑤廃棄物の処理施設の処理能力	486.4t/日(60.8t/h:8時間稼働)	
	⑥変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
条例第39、42、46条	①対象周辺地域の範囲	(範囲) 安曇野市豊科田沢大口沢区の区域 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針 第2(5)	
	②対象関係市町村及び対象関係住民の範囲	(範囲) 安曇野市長、安曇野市豊科田沢大口沢区に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者及び同区の区域内で農業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	

	⑬事業計画書（見解書及び意見書の写し、最終見解書）の閲覧場所、期間及び日時	(閲覧場所) 松本市高宮東3番35号 株式会社みすず建設 本社事務所 (期間) 平成22年11月4日(木)から事業計画協議終了まで (土曜日、日曜日、祝日及び12月30日から翌1月3日を除く。) (時間) 9:00~17:00
	⑭対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	(日時) (1回目)平成22年11月20日(土) 19:00~ (2回目)平成23年2月13日(日) 19:00~ (場所) 安曇野市豊科田沢7963番地 大口沢公民館 ※平成23年1月24日付け事業計画変更届出書により2回目の説明会を追加
関係 図書 の 縦 覧	縦覧に供する場所	松本地方事務所 環境課
	縦覧期間	平成22年11月5日(金)から事業計画協議終了まで (土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌1月3日を除く。)
	縦覧時間	8:30~17:00

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
	第34条	○第32条第2項の関係市町村長 ○第33条第2項の関係住民 ○事業計画概要書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○周辺地域の範囲 ○関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠 ○関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会の開催日時及び場所	12号	提出期限 平成 年 月 日 () 提出先
	第37条	○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民	○事業計画概要説明会終了報告書の内容	15号	提出期限 平成 年 月 日 () 提出先
○	第41条	○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者 ※平成23年1月24日付け事業計画変更届出書により提出期限の変更	○事業計画について	17号	提出期限 <u>平成22年12月20日(月)</u> 平成23年3月15日(火) 提出先 〒390-0835 松本市高宮東3番35号 株式会社みすず建設 「写しの提出先」 〒390-0852

				松本市大字島立 1020 松本地方事務所 環境課
	第 43 条	○第 36 条第 1 項の対象関係市町村長 ○第 36 条第 1 項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全 上の見地から意見を有する者	○見解書について	提出期限 平成 年 月 日 () 提出先

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・ 条例第 41 条の規定に基づく意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した方の住所（地番の部分に限る）、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ縦覧されます。
- ・ 提出書類はいずれも日本工業規格 A 列 4 番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないものであること。